

～移動理美容車に関するアンケート（福祉施設のみなさまへ）04～

岐阜県では、理美容所の施設基準に関する条例改正を検討しています。

自動車による理美容所（移動理美容車）を開設する場合、現基準では4トン相当の大型車（①）が必要となります。そこで2トン車程度の小型車（②）で開設できるよう、基準の見直しを検討しています。

※小型車で営業が可能となることで、外出が困難な方の自宅を訪問し、固定店舗と同様のサービスを提供できるなどの効果が想定されます。

（車両イメージ）

①



10m²

②



5.4m²

◎差し支えなければご記入下さい。

施設名： _____（担当） _____ TEL： _____

※いずれも準中型免許が必要。
出典：オオシマ自工（株）ホームページ

問1 あなたの施設では、入所者の理美容をどのように実施していますか。

- A. 出張理美容を利用
- B. 移動理美容車を利用
- C. 施設内に理美容所を開設している
- D. その他（ ）

出張理美容とは…山間へき地、社会福祉施設等法律や条例等で特別に認められた場合に理美容所以外の場所で理美容師が業を行うこと。

移動理美容とは…通常の出張理美容とは異なり車両の内部に必要な設備を設け、その中で理美容サービスを提供。

問2 入所者をめぐる理美容環境について、日頃から課題と感じていることがあれば教えて下さい。

※複数回答可。

- A. 入所者のニーズに対応できていない（→具体的な内容は『問3』でお答え下さい。）
- B. 料金が低い
- C. 施設に来てくれる事業者を探すことが難しい
- D. 特になし
- E. その他（ ）

問3 入所者から理美容に関する要望が寄せられることはありますか。どんな内容ですか。

例）カットのみなので毛染めやパーマにも対応してほしい。

（ _____ ）

問4 小型車②（2トン車程度）での移動理美容所が開設された場合、利用してみたいと思いますか。（最も近い選択肢ひとつに○をつけてください。）

- A. とてもそう思う（ぜひ利用したい）
- B. ややそう思う（条件によっては利用したい）
- C. あまりそうは思わない
- D. 全くそうは思わない

問5 問4の理由を教えてください。

（ _____ ）

*ご協力ありがとうございました。

【岐阜県健康福祉部生活衛生課からのお願い】



岐阜県では、2トン車程度の
小型車で理美容所を開設でき
るよう、基準の見直しを検討し
ています。

自動車による理美容サービスに 関心はありますか？

～理美容所の施設基準に関するアンケート（福祉施設のみなさまへ）～



小型車ででの理美容の営業
が可能になることで、外出
が困難な高齢者などの自宅
を訪問し、理美容室と同様
のサービスを提供できるな
どの効果が想定されます。



お忙しいところ
大変恐縮ですが、
12/13頃まで
の回答にご協力お
願いします。

 アンケート（裏面）へのご協力を
お願いします。

【お問合せ】 岐阜県健康福祉部生活衛生課
Tel.058-272-8281(直通)

【↓↓ 提出はこちらへ ↓↓】

FAX：058-278-2627

インターネット：

